

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その使用用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和3年度四国中央市一般会計決算における社会保障施策関係経費への充当状況については、次のとおりです。

1. 地方消費税交付金決算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円	千円	千円
2,078,816	978,924	1,099,892

2. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費

充当先		令和3年度決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		左記のうち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
		千円	千円	千円	千円	千円
社会福祉費	社会福祉総務費	1,218,275	397,317	6,961	813,997	250,000
老人福祉費	介護保険費	1,704,741	106,963	0	1,597,778	150,000
	後期高齢者医療費	1,485,989	214,357	0	1,271,632	150,000
児童福祉費	児童福祉総務費	2,198,521	1,179,863	152,917	865,741	250,000
	保育所費	901,031	19,395	59,548	822,088	50,000
	こども医療費	312,220	53,045	11,821	247,354	100,000
生活保護費	扶助費	1,091,334	906,630	13,631	171,073	99,892
保健衛生費	予防費	906,365	670,330	0	236,035	50,000
合計		9,818,476	3,547,900	244,878	6,025,698	1,099,892